

議第四百四十四号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年十一月二十九日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二十八の二の表を次のように改める。

十八の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	区分		単位	額（円）
一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この表において「法」という。） 第五条第	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）	イ 一戸建ての住宅	一件につき	一四、〇〇〇円（増築又は改築（以下この表において「増改築」という。）に係るものにあつては、二〇、〇〇〇円）
			ロ 一戸建ての住宅以外の住宅	一件につき	二四、〇〇〇円（増築に係るものにあつては、三五、〇〇〇円）
			一棟の戸数が五以下のもの	一件につき	三八、〇〇〇円（増築に係るものにあ
			一棟の戸数が五を超え十以	一件につき	増築に係るものにあ

	<p>一項から第五項までに規定する長期優良住宅建築等計画の認定の申請に對する審査</p>
<p>2 1に掲</p>	<p>この表から十八の四の表までにおいて「登録住宅性能評価機関」という。）が交付する同法第六条の二第五項に規定する確定若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付する場合</p>
<p>イ 一戸建ての住宅</p>	<p>下のもの</p>
<p>一件に</p>	<p>一棟の戸数が一件につき</p>
<p>五〇、〇〇〇円（増</p>	<p>つては、五六、〇〇〇円）</p>
<p>一棟の戸数が一件につき</p>	<p>一棟の戸数が一件につき</p>
<p>三五八、〇〇〇円（増改築に係るものにあつては、五三六、〇〇〇円）</p>	<p>二、〇〇〇円）</p>
<p>一棟の戸数が一件につき</p>	<p>一棟の戸数が一件につき</p>
<p>三一六、〇〇〇円（増改築に係るものにあつては、四七二、〇〇〇円）</p>	<p>二五〇、〇〇〇円（増改築に係るものにあつては、三七四、〇〇〇円）</p>
<p>一棟の戸数が一件につき</p>	<p>五十を超え百以下のもの</p>
<p>一四八、〇〇〇円（増改築に係るものにあつては、二二一、〇〇〇円）</p>	<p>一棟の戸数が一件につき</p>
<p>一棟の戸数が一件につき</p>	<p>一棟の戸数が一件につき</p>
<p>九八、〇〇〇円（増改築に係るものにあつては、一四六、〇〇〇円）</p>	<p>の</p>
<p>一棟の戸数が一件につき</p>	<p>一棟の戸数が一件につき</p>
<p>六二、〇〇〇円（増改築に係るものにあつては、九二、〇〇〇円）</p>	<p>五以下のもの</p>

ける場合
以外の場
合

		口 一戸 建ての 住宅以 外の住 宅					
一棟の戸数が 百を超え二百 以下のもの	一件に つき	一棟の戸数が 五十を超え百 以下のもの	一件に つき	一棟の戸数が 二十五を超え 五十以下のも の	一件に つき	一棟の戸数が 十を超え二十 五以下のもの	一件に つき
一、八七六、〇〇〇 円（増改築に係るもの にあつては、二、 八一、〇〇〇円）		一、〇一七、〇〇〇 円（増改築に係るもの にあつては、一、 五二二、〇〇〇円）		五九四、〇〇〇円 （増改築に係るもの にあつては、八八 八、〇〇〇円）		三三四、〇〇〇円 （増改築に係るもの にあつては、四九 九、〇〇〇円）	
						一七二、〇〇〇円 （増改築に係るもの にあつては、二五 五、〇〇〇円）	
						一一〇、〇〇〇円 （増改築に係るもの にあつては、一六 二、〇〇〇円）	
							改築に係るものにあ つては、七二、〇〇 〇円）

<p>更の認定 おける変 た場合に 選任され 理者等が 定する管 三項に規 は同条第 た場合又 を決定し る譲受人 に規定す 条第一項 （法第九 る審査</p>	<p>二 法第八 条第一項 に規定す る長期優 良住宅建 築等計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査</p>	
	<p>長期優 良住宅 建築等 計画変 更認定 申請手 数料</p>	
	<p>1 登録住 宅性能評 価機関が 交付する 住宅の品 質確保の 促進等に 関する法 律第六條 の二第五 項に規定 する確認 書若しく は住宅性 能評価書 又はこれ らの写し を添付す る場合</p>	
	<p>イ 一戸建ての住宅 ロ 一戸 建ての 住宅以 外の住 宅</p>	
<p>の 五十以下のも 二十五を超え 一棟の戸数が 一件につき</p>	<p>五以下のもの 十を超え二十 五以下のもの 一棟の戸数が 一件につき</p>	<p>一棟の戸数が 五を超え十以 下のもの 一件につき</p>
<p>〇円） 七三、〇〇 改築に係るものにあ つては、</p>	<p>四六、〇〇 改築に係るものにあ つては、</p>	<p>二八、〇〇 改築に係るものにあ つては、</p>
<p>七、〇〇〇円（増改 築に係るものにあつ ては、一〇、〇〇〇 円）</p>	<p>三、二七九、〇〇〇 円（増改築に係るも のにあつては、四、 九一五、〇〇〇円）</p>	<p>二、六七八、〇〇〇 円（増改築に係るも のにあつては、四、 〇一三、〇〇〇円）</p>
<p>一棟の戸数が 五以下のもの 一件につき</p>	<p>一九、〇〇〇円（増 改築に係るものにあ つては、一七、五〇 〇円）</p>	<p>一二、〇〇〇円（増 改築に係るものにあ つては、一七、五〇 〇円）</p>
<p>一棟の戸数が 一件につき</p>	<p>七、〇〇〇円（増改 築に係るものにあつ ては、一〇、〇〇〇 円）</p>	<p>七、〇〇〇円（増改 築に係るものにあつ ては、一〇、〇〇〇 円）</p>
<p>一棟の戸数が 三百を超える もの 一件につき</p>	<p>三、二七九、〇〇〇 円（増改築に係るも のにあつては、四、 九一五、〇〇〇円）</p>	<p>三、二七九、〇〇〇 円（増改築に係るも のにあつては、四、 九一五、〇〇〇円）</p>
<p>一棟の戸数が 二百を超え三 百以下のもの 一件につき</p>	<p>二、六七八、〇〇〇 円（増改築に係るも のにあつては、四、 〇一三、〇〇〇円）</p>	<p>二、六七八、〇〇〇 円（増改築に係るも のにあつては、四、 〇一三、〇〇〇円）</p>

の申請に
対する審
査を除
く。）

		2 1に掲 げる場 合以外 の場合							
		イ 一戸建 ての住 宅							
ロ 一戸 建て の住 宅以 外の 住 宅		一棟の戸数が 五以下のもの		一棟の戸数が 一件につき		一棟の戸数が 一件につき		一棟の戸数が 一件につき	
一棟の戸数が 五を超え十 以下のもの		一棟の戸数が 五以下のもの		一件につき		一件につき		一件につき	
八六、〇〇〇円（増 改築に係るものにあ つては、一二七、五 〇〇円）		五五、〇〇〇円（増 改築に係るものにあ つては、八一、〇〇 〇円）		二五、〇〇〇円（増 改築に係るものにあ つては、三六、〇〇 〇円）		一七九、〇〇〇円 （増改築に係るもの にあつては、二六 八、〇〇〇円）		一五八、〇〇〇円 （増改築に係るもの にあつては、二三 六、〇〇〇円）	
								一二五、〇〇〇円 （増改築に係るもの にあつては、一八 七、〇〇〇円）	
								七四、〇〇〇円（増 改築に係るものにあ つては、一一〇、五 〇〇円）	

三 法第十 八条第一						
期優良 認定長						
つき 一件に	一棟の戸数が 三百を超える もの つき	一棟の戸数が 二百を超え三 百以下のもの つき	一棟の戸数が 百を超え二百 以下のもの つき	一棟の戸数が 五十を超え百 以下のもの つき	一棟の戸数が 二十五を超え 五十以下のも の つき	一棟の戸数が 十を超え二十 五以下のもの つき
一六〇、〇〇〇	一、六三九、五〇〇 円（増改築に係るもの にあつては、二、 四五七、五〇〇円）	一、三三九、〇〇〇 円（増改築に係るもの にあつては、二、 〇〇六、五〇〇円）	九三八、〇〇〇円 （増改築に係るもの にあつては、一、四 〇五、五〇〇円）	五〇八、五〇〇円 （増改築に係るもの にあつては、七六 一、〇〇〇円）	二九七、〇〇〇円 （増改築に係るもの にあつては、四四 四、〇〇〇円）	一六七、〇〇〇円 （増改築に係るもの にあつては、二四 九、五〇〇円）
	〇〇円）					

項に規定する認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率に係る制限の特例の許可の申請に対する審査	住宅容積率制限特例許可申請手数料			

備考 法第六条第二項（法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により長期優良住宅建築等計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ようとする者は、二の表一の項区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ額の欄に掲げる額の手数料を併せて納入しなければならない。

附 則

この条例は、令和四年二月二十日から施行する。

提 案 説 明

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、認定長期優良住宅容積率制限特例許可申請手数料を新たに徴収する等のため、この条例を定めようとする。